

# 〈法印〉覚え書

袴 谷 憲 昭

## I

ここで〈法印〉というのは、いわゆる〈三法印〉〈四法印〉などと呼称される場合の〈法印〉を指す。敢えて言う必要もないことであるが、〈四法印〉とは、〈諸行無常〉〈一切皆苦〉〈諸法無我〉〈涅槃寂靜〉の四つで、〈三法印〉とは、このうちの〈一切皆苦〉を欠いたものである。いづれも、仏教の根本的立場を表明した呼称として広く承認され、今さら疑いを挾む余地もないほどに思われる。

このあまりの自明さのために、恥しいことながら、筆者は、〈法印〉の原語は原始仏教以来の文献中に確認されているものとばかり思っていた。しかるに、極最近、たまたま〈法印〉を原語から説明する必要が生じて、F. Edgerton の *Buddhist Hybrid Sanskrit Dictionary (BHSD)* によって *dharma-mudrā* の項<sup>1)</sup> を参照した結果、自明と思われていた背後に種々の問題が介在していることを知った。

これを機に、パーリ聖典中には *dhamma-muddā* などの語が使用されていないことを始めて知ることをえたわけであるが、かような筆者自身の無知はともかくとして、その用例が *BHSD* 中ではただの三箇所、しかもそれが全て *Saddharma-puṇḍarīkasūtra* のものであることが、筆者には意外なことに思われた。また *BHSD* の一般的の傾向として、重要な仏教術語については絶えず *Mahāvyutpatti* (*Mvyut.*) が参照されているわけであるが、*dharma-mudrā* の項にはその指示もない。自分で *Mvyut.* を検索してみたが、やはり *Mvyut.* 中には *dharma-mudrā* あるいは *chos kyi phyag rgya* が単独で示されている例がないことが判明した<sup>2)</sup>。このような次第で、〈法印〉に関して種々の文献を調べてみようと思い立ったのが、本稿を草する切っ掛けになったが、急なことでもあり、充分諸文献に当たったうえで報告できないのを遺憾とする。

1) *BHSD* (New Haven, 1953; Indian ed., 1970), p. 280.

2) *Mvyut.*, No. 512 には三昧の名称として ‘sarva-dharma-mudrā nāma samādhīḥ’ に対して、‘chos thams cad kyi phyag rgya shes bya bahi tiṅ ne hdsin’ なる訳語が与えられているが、勿論直接的にいわゆる〈三法印〉〈四法印〉を指すものではあるまい。

まず以下に、Edgerton が *Saddharma-puṇḍarīka-sūtra* について指摘した三例を、諸訳対照して示し、dharma-mudrā がいかなる文脈中で用いられているかを検討することにしたい。

- (1) tad eva paripūrṇa-nimittam adya upāya-kauśalya vināyakānām /  
saṃsthāpanāṁ kurvati śāky-a-siṃho bhāsiṣyate dharma-svabhāva-mudrām<sup>3)</sup> //  
de yi ltas ŋid de riñ yoñs rdsogs kyis /  
/ rnam par ḥdren pa rnams kyi thabs mkhas pa /  
/ śā kya señ ge yañ dag ḥjog mdsad de /  
/ chos kyi dbyiñs ŋid phyag rgya ston par hgyur<sup>4)</sup>//  
今相如本瑞 是諸佛方便 今佛放光明 助發實相義<sup>5)</sup>  
大釈師子 建立興發 講說經法 自然之教<sup>6)</sup>
- (2) yathā hy ahañ citritu lakṣaṇehi prabhāsayanto imu sarva-lokam /  
puraskṛtaḥ prāṇi-śatair anekair deśem imāñ dharma-svabhāva-mudrām<sup>7)</sup> //  
ji ltar mtshan rnams kyis ni ḥna rgyan te /  
/ ḥjig rten ḥdi dag thams cad rab snañ byed /  
/ srog chags brgya phrag du mas mdun bltas ſiñ /  
/ chos kyi rañ bshin phyag rgya ḥdi bṣad do<sup>8)</sup>//  
我以相嚴身 光明照世間 無量衆所尊 為說實相印<sup>9)</sup>  
今已造立，若干種相 眷屬圍繞 演出法光 無數衆生 億百千垓 為講說法 自然之  
印<sup>10)</sup>
- (3) iya Śāriputra mama dharma-mudrā yā paśca-kāle mama adya bhāṣitā /  
hitāya lokasya sadevakasya diśāsu vidiśāsu ca deśayasva<sup>11)</sup> //  
tha mar de riñ ni gañ bṣad pa /  
/ ḥna yi chos kyi rgya ḥdi Śā rihi bu /  
/ lhar bcas ḥjig rten dag la phan byahi phyir /  
/ phyogs dañ phyogs mtshams dag tu bṣad par gyis<sup>12)</sup>//  
汝舍利弗 我此法印 為欲利益 世間故說 在所遊方 勿妄宣傳<sup>13)</sup>

3) Kern and Nanjio ed., *Saddharma-puṇḍarīka*, p. 28, ll. 7–8, Chap., I-98.

4) P. ed., No. 781, Chu, 14a<sup>5–6</sup>.

5) 『妙法蓮華経』大正 9 卷 5 頁中, 『添品妙法蓮華経』同 138 頁中。

6) 『正法華経』同 67 頁下。

7) Kern, *op. cit.*, p. 47, ll. 7–8, Chap. II-59.

8) P. ed., *op. cit.*, 23a<sup>7–8</sup>.

9) 『妙法蓮華経』同 8 頁中, 『添品妙法蓮華経』同 141 頁上。

10) 『正法華経』同 70 頁中下。

11) Kern, *op. cit.*, p. 92, ll. 13–14, Chap. III-105.

12) P. ed., *op. cit.*, 42b<sup>3</sup>.

13) 『妙法蓮華経』同 15 頁中, 『添品妙法蓮華経』同 148 頁上。

告舍利弗 是吾法印 是仏最後 微妙善說 懿傷諸天 及於世間 在所遊處 常能獨行<sup>14)</sup>

Edgerton 指摘の三箇所を文脈に即して列挙すると以上のごとくである。(1)(2)の例では, *dharma-mudrā* 中に *svabhāva* が介在しており, これらを直ちに, いわゆるの〈法印〉と解することはできないが, 坂本幸男博士は(2)(3)の羅什訳中, 「実相印」に対しては「小乗教では, 諸行無常・諸法無我・涅槃寂靜の三法印があれば, 仏説にして魔の説に非ずと説き, 大乗では諸法實相の印のみあれば, 仏説にして魔の説に非ずという<sup>15)</sup>」との解釈を与える, 「法印」に対しては「正法が真実にして不動不変なるを印といい, 索では前の方便品の偈 (= (2)) の実相の印を指す<sup>16)</sup>」との解釈を与えておられる。博士の素養からみて, この解釈には, 恐らく次のような智顕の註釈が反映されているであろう。

諸小乘經, 若有無常無我涅槃三印, 印之, 卽是佛說, 修之得道。無三法印, 卽是魔說。

大乘經但有一法印, 謂諸法實相, 名了義經, 能得大道。若無實相印, 是魔所說。(中略)  
實相故, 言常寂滅相, 卽大涅槃, 但用一印也。此大小印, 印半滿經。外道不能雜。天魔不能破。如世文符得印可信。當知, 諸經, 畢定須得實相之印, 乃得名爲了義大乘也<sup>17)</sup>。

この智顕の解釈によれば, 〈印〉もしくは〈法印〉が〈一法印〉を指すか〈三法印〉を指すかはともかくとして, この〈印〉こそ仏教を他の教えと区別する刻印と考えられていたことは明白である。「如世文符得印可信」とは, この意味で全く適切な比喩といえよう。また *dharma-mudrā* に対して Edgerton が与える語義 ‘seal of the doctrine’ もまさしくこのような刻印の意味と合致するであろう<sup>18)</sup>。チベット訳 ‘chos kyi dbyiñs ñid<sup>19)</sup> phyag rgya’ ‘chos kyi ran bshin phyag rgya’ ‘chos kyi rgya’ における ‘phyag rgya’ あるいは ‘rgya’ も,かかる意味での刻印を充分表わしていると思われる<sup>20)</sup>。

14) 『正法華經』同78頁中。

15) 岩波文庫『法華經』上, 352頁の108頁に対する註。

16) 同上, 358頁の206頁に対する註。

17) 『妙法蓮華經玄義』大正33卷77頁下。中略とした以前の文は「釈論曰」として出されるもの。池田魯參助教授にお伺いしたところ『玄義』中に「釈論」とあれば, すべて『大智度論』を指すとの即答を得た。恐らく, 同論卷22(大正25卷222-3頁)などの主意をまとめたものと思われる。

18) ちなみに, Kern の英訳を Edgerton の指摘に従って列挙すれば次のとおり。

‘closing word of my law’ ‘fixed nature of the law’ ‘(unmistakable) stamp of the nature of the law’.

19) ‘*svabhāva*’を‘*dbyiñs ñid*’と訳したものか, あるいは‘*svabhāva*’の代りに*dhātutva*などとあったかが問題となるが, その詮索はここではなさない。

20) ‘*rgya*’も‘*phyag rgya*’も「印章」としては同じ意味。ただし後者は前者の敬語。權威あるものの「印章」としては後者の用例が一般的であるが, 恐らくは偈中のシラブルをあわせるために省略形として‘*rgya*’が用いられたと思われる。

このように、*dharma-mudrā* が仏教を他の教えと区別する特徴的な「教義の刻印」を意味するならば、より多くインド側の仏教典籍中に検索できて然るべきと思われるのに、事実は必ずしもそうではない。筆者の知る限りでは、前引の智顕の典拠となったと思われる『大智度論』中に最も多くの用例がみられるほかは、限られた文献中に散存的に用いられるにすぎないがごとくである<sup>21)</sup>。『大智度論』以外では、先の智顕の用法に類似した例が、『入大乗論』中に認められる。

世尊昔說，於我滅後，當來世中，多有衆生，起諸諍論，此是佛說，此非佛說。是故如來，以法印，印之<sup>22)</sup>。

ここでは、仏教であるかないかを判定する「教義の刻印」という意味がより濃厚であるが、この典籍も『大智度論』同様、漢訳一本のみしか現存しないので、果して *dharma-mudrā* が原典で用いられていたかどうかを他訳によって確認することはできない。そこで以下に、他に漢訳およびチベット訳を参照しうる『如來不思議秘密大乘經』と『大乘菩薩正法經』における〈法印〉の例を諸訳比較対照して示すことにしたい<sup>23)</sup>。

(1) 大祕密主，如來，於一切法中，總略而說，有四法印<sup>24)</sup>。(惟淨訳)

一切諸法，如來明證，下四法故(施)<sup>25)</sup>。(竺法護訳)

*gSañ ba paḥi bdag po de la De bshin bṣegs pas / chos thams cad mdor bsdus te / chos kyi mdo bshir rnam par bshag go<sup>26)</sup>//*

(2) 諸佛如來總略，以其四種法印，攝一切法<sup>27)</sup>。(法護訳)

諸佛世尊具大智力，總攝諸法，安處四種鄔桙南中<sup>28)</sup>。(玄奘訳)

*chos thams cad De bshin gṣegs pas bstan te / chos kyi mdo bshir hdus par byas so<sup>29)</sup>//*

これは、まさしく、いわゆる〈四法印〉を述べたものであるが、以下に続く四項に関し、最も新しい惟淨と法護の訳は共に「諸行無常」「諸行是苦」「諸法無我」

21) 後註58で触れる Lamotte 教授の指摘箇所参照のこと。

22) 大正32巻38頁上。

23) 兩経の大正藏経における所在は後註80の Lamotte 教授の指摘による。

24) 『仏說如來不思議秘密大乘經』大正11巻 741 頁中。

25) 『大寶積經』「密迹金剛力士會」同72頁下。

26) *hPhags pa De bshin gṣegs paḥi gsāñ ba bsam gyis mi khyab pa bstan pa shes bya ba theg pa chen poḥi mdo*, Jinamitra, Dānaśila, Munivarma, Ye śes sde 訳, P. ed., No. 760-3, Tshi, 207a<sup>3-4</sup>.

27) 『仏說大乘菩薩藏正法經』同 794 頁下。

28) 『大寶積經』「菩薩藏會」同 208 頁上。

29) *hPhags pa Byāñ chub sems dpahī sde snod ces bya ba theg pa chen poḥi mdo*, Surendra, Śilendra, Dharmatāśila 訳, P. ed., No. 760-12, Dsi, 314a<sup>2-3</sup>. ‘*mdo*’ は原 ‘*mdoh*’ であるが、誤りとみて改めた。

「涅槃寂靜」、玄奘訳は「一切行無常」「一切行苦」「一切法無我」「涅槃寂滅」、最も古い竺法護訳は「一切萬物皆歸無常」「一切諸有悉為苦毒」「一切諸法皆無有我」「一切有形悉至於空無為泥洹寂」、チベット訳は ‘*hdu byed thams cad mi rtag pa*’ ‘*hdu byed thams cad sdug bsñal ba*’ ‘*chos thams cad bdag med pa*’ ‘*mya ñan las hdas pa shi ba*<sup>30)</sup>’ であるから、サンスクリット原文は一致して共に ‘*sarva-saṃskārā anityāḥ*’ ‘*sarva-saṃskārā duḥkhāḥ*’ ‘*sarva-dharma-anātmānah*’ ‘*sāntam nirvāṇam*’ などとあったことは間違いない。しかるに、この四項を総称する名称が共に原語を等しくしていたかどうかは、にわかに決定し難いであろう。

この際、訳語が異っているように原語も異っていたとみなし、惟淨・法護訳の「法印」には *dharma-mudrā*、玄奘訳の「鄖陀南」には (*dharma-*)*uddāna*、竺法護訳の「法故（施）」およびチベット訳 ‘*chos kyi mdo*’ にはそれらと別の原語が対応していたと考えるにしても、惟淨・法護は宋代十一世紀前半の人<sup>31)</sup>であるから、*dharma-mudrā* を原語的に古い形と認めることはできない。また、以上の推測とは逆に、これらの訳語に対応する原語は同じであったと考えるならば、諸訳の可能性を最もよく説明しうるのは *dharmoddāna* であろうと思われる。もしそうであったなら、玄奘はその *dharma* を略して単に「鄖陀南」とし、惟淨・法護は羅什訳以降既に中国に定着していた「法印」という語でそれを意訳し、竺法護はそれを「法故」と訳したかあるいはそのうちの *uddāna* を「施」と解して「法施」と訳したかのいづれかと推測しうる。チベット訳 ‘*chos kyi mdo*’ の ‘*mdo*’ は、前後の文脈から判断して、通常の「経」の意味ではなく「要約」の意味であるから、チベット訳者が *uddāna* を ‘*mdo*’ と訳した可能性は充分ありえよう。

さて、如上の諸訳につき、もし原文が一致していたとすれば、サンスクリット原典には *dharmoddāna* とあった可能性が強いことを指摘したが、それは所詮推測の域を出るものではない。そこで次に、サンスクリット原典を参照しうるテキストについて、この可能性を探ってみたいにしたい。

*Bodhisattvabhūmi* (BBh) 中における *dharmoddāna* に対する諸訳は次のごとくである。

catvarīmāni dharmoddānāni yāni buddhāś ca bodhisattvāś ca sattvānām viśud-

30) P. ed., No. 760-12 による。同、No. 760-3 では ‘*hdu byed thams cad mi rtag go..... hdu byed thams cad sdug bsñal ... chos thams cad la bdag med do... mya ñan las hdas pa ni shi ba*’ (Tshi, 207a<sup>4-6</sup>).

31) 宇井『仏教辞典』953頁、「法護」の項参照。

dhaye deśayati.<sup>32)</sup>

復有四種法喩柁南，諸佛菩薩，欲令有情清淨故，說。(玄奘訳)

有四憂檀那法。諸佛菩薩，爲令衆生清淨故，說。(曇無讖訳)

諸佛菩薩，爲令衆生得寂靜故，說是四法。(中略)(是名優陀那)。(求那跋摩訳)<sup>33)</sup>

*chos kyi mdo bshi ni ḥdi dag yin te / de dag ni sems can rnams rnam par dag  
par bya bahi phyir sañs rgyas rnams dañ / byañ chub sems dpah rnams ston par  
mdsad do<sup>34)</sup> //*

この場合には、漢訳はすべて音写を用いているので、dharmoddāna が〈法印〉とも意訳されうる可能性を示唆することはないが、そのかわり原語が一致して dharmoddāna であったことは確定的であり、従って、uddāna がチベット訳において ‘*mdo*’ と訳された確度も増すことになろう。

次に *Mahāyānasūtrālamkāra* (MSA) における dharmoddāna の訳例をみることにしたい。

samādhy-upaniṣattvena dharmoddāna-catuṣṭayam /  
deśitam bodhisattvebhyaḥ sattvānām hita-kāmyayā<sup>35)</sup> //

如前三三昧 四印爲依止 菩薩如是說 爲利群生故

(釈曰、四法印者、一者一切行無常印、二者一切行苦印、三者一切法無我印、四者涅槃寂滅印<sup>36)</sup>。)

*sems can rnams la phan bshed pas // tiñ ñe ḥdsin gyi rgyu ñid du /  
/ chos kyi sdom ni rnam pa bshi // byañ chub sems dpah rnams la bśad<sup>37)</sup> /*

ここでは明らかに漢訳者が ‘dharmoddāna’ を「法印」と意訳した例を認める事ができる。しかも、この偈を導く直前の文では「法憂陀那」とあることから、原文には dharma-mudrā などとなかったにもかかわらず、それを「法印」と意訳し、さらにカッコ内の文を補って中国人の理解を容易ならしめようとした形跡が認められよう。チベット訳の方は、‘chos kyi sdom’ となっており、これまでの例とは異り ‘*mdo*’ は用いられていないが、uddāna の訳としてはこの ‘*sdom*’ の方が一般的である<sup>38)</sup>。このチベット訳上の差異については、先にみた

32) Wogihara ed., p. 277, ll. 5–6: Dutt ed., p. 188, ll. 9–10.

33) 以上漢訳は順次に、大正30卷544頁上：934頁下：996頁上中。

34) Prajñāvarman, Ye śes sde 訳, P. ed., No. 5538, Shi, 166a<sup>7–8</sup>.

35) Lévi ed., p. 148, ll. 25–26, Chap. XVIII–80.

36) 大正31卷646上。宇井『大乗莊嚴經論研究』461頁。

37) Śākyasiṅha, dPal brtsegs 訳, P. ed., No. 5527, Phi, 254a<sup>7–8</sup>.

38) *Mvyut.*, Nos. 1474, 1475 参照。なお、同、No. 1476 で「ある箇所では ‘*mdo*’ とも称す (*skabs cig tu mdor yañ gdags*)」と述べられているのが注目されるが、これまでみたように、‘*mdo*’ は Ye śes sde, Dharmatāśila の訳中で明瞭に確認できるにもかかわらず、‘*mdo*’ が *Mvyut.* 中でかかる遭遇しか与えられていないことに筆者は甚だ奇異な感を覚える。

チベット訳例が *Mvyut*. 成立以前に主要な活躍時期を有したと思われる *Ye śes sde* と、 *Dharmatāśīla* の関与したものであるのに対して、今の訳例は *Mvyut*. 成立以後に活躍した dPal brtsegs の手になるものであるという点を考慮しなければなるまい<sup>39)</sup>。ただし、dPal brtsegs も同じチベット訳中で、経典名としての *Dharmoddāna* に対しては ‘*Chos kyi mdo*’ と訳している<sup>40)</sup>。ちなみに、その漢訳は「法印経」である<sup>41)</sup>。

以上の考察によって、たとえ漢訳に「法印」とあっても、原語としては *dharma-uddāna* とありえた可能性の方が大きいという推測の一端は示しえたと思う。そして、もし原語がより一般的には *dharma-uddāna* であったとするならば、仏教の教義の根本を表明した四つもしくは三つの句が「教義の綱目 (dharmoddāna)」と呼称されるに至った過程は、容易に想像がつくのである。これに対し、先の *Saddharma-puṇḍarīkasūtra* の用例のごとく、 *dharma-mudrā* という語が選ばれた背景には、その *mudrā* という語感<sup>42)</sup>からみて、自己の立場に従来とは異った正統性の刻印を押そうとする意欲が感じられる。『大智度論』を介した智顕の解釈において、従来のいわゆる〈三法印〉よりもむしろ〈一実相印〉が強調されているのも、経典自体のかかる傾向によるものと思われる。しかも、教相判釈的に自己の立場を選びとろうとする傾向の強い中国仏教においては、「如世文符得印可信」と智顕が比喩を述べるごとく、むしろ〈法印〉という理解の方が定着しやすかったとも考えられるのである。先にみたように、漢訳者が *dharma-uddāna* とあるのを敢えて「法印」と訳さねばならなかった事情もここで合わせ考えるべきであろう。

この *Saddharma-puṇḍarīkasūtra* の用例よりもさらに鮮明な意識を述べたものとしては、既に高崎直道博士によって指摘すみのこと<sup>43)</sup>ではあるが、『大方等

39) *Ye śes sde* と dPal brtsegs との年代的な関係については、山口瑞鳳「吐蕃王国仏教史年代考」『成田山仏教研究所紀要』第3号(昭和53年)、19頁参照。Dharmatāśīla も *sGra sbyor bam po gñis pa*, P. ed., No. 5833, No. 2a<sup>2</sup>ff で *bod kyi mkhan po* として *Ye śes sde* の直前に列せられているので、*Ye śes sde* と同世代かむしろ幾分先立つ人であろう。

40) Lévi ed., p. 158, l. 20: P. ed., No. 5527, Phi, 263a<sup>8</sup>。ただし、この経名が複数で示されていることには注意を要するかもしれない。なお Nagao, Index, Part One, p. 285 でこの Dharmoddāna に対して疑問符を付すのは *uddāna* と *mdo* とを identify できなかつたためか。

41) 大正31卷649頁中。宇井『大乗莊嚴經論研究』487頁。

42) 例えば、Renou et al., *Dictionnaire Sanskrit-Français*, p. 571, *mudrāṅkita* (estampé, marque),あるいは Conze, *Materials for a Dictionary of the Prajñā-pāramitā Literature*, p. 323, *mudrita* (sealed) など。

43) 高崎直道『如來藏思想の形成』300頁、註13。

無想経』の次のような一節が注目される。

如是經典，諸仏封印。所謂印者，一切衆生悉有仏性，如來常住無有變易<sup>44)</sup>。

高崎博士御指摘のように、「一切衆生悉有仏性」以下の句が、ここでは「印 (mudrā)」と呼ばれ、かかる「印」によって「諸仏封印」したものが本經典であるとの自覚に立っている点は充分注目されてよいであろう。ただし、これに対応する文はチベット訳中に見出されないが<sup>45)</sup>、別な箇所では「印章 (mudrā) という堅固な特質 (lakṣaṇa) をもった明白な証拠によって捺印されたもの (*phyag rgyahi mtshan ñid brtan paḥi miṇon mtshan gyis btab pa*)<sup>46)</sup>」という用例もあるから、mudrā が上引のごとく使用される素地は充分ありえたと考えうる。

それはともかく、筆者の検索した限りでは、いわゆる〈三法印〉〈四法印〉の総称として dharma-mudrā が用いられた例を、サンスクリット原典もしくはそれに準ずる典籍中に明瞭に指摘することは甚だ困難なように思われる。勿論 dharma-mudrā の用例がなかったとは言い切れないが、少なくとも、*Saddharma-pundarikasūtra* の三例、および今の『大方等無想経』の例からだけでは、いわゆる〈三法印〉〈四法印〉の原語が dharma-mudrā であったと推定することはできないであろう。しかし、先に触れた『大智度論』および『入大乗論』のごとき用例は、たとえ原典もしくは他訳による原語の客観的確認ができないまでも、やはり看過しえない用例であるから、今後はむしろ、その用例に密着した dharma-mudrā の有無こそ検索に値するものといわねばならない。dharma-mudrā が dharmoddāna と同様に一般的に用いられていたかどうかの判断は、その検索を俟って始めて可能であるというべきであろう。

## II

〈法印〉という用語の背景には、上述したような不確定な要素が介入している。しかるに、〈法印〉という漢訳語を自明の術語として使用することは、かかる不確定要素を全面的に打ち消してしまうような傾向を伴いがちである。なぜなら、漢訳語ということが意識される限り、その意味決定のためには原語が想定されねばならないが、術語としての〈法印〉は直ちに dhamma-muddā あるいは dharma-mudrā を想起させてしまうからである。従って、たとえその可能性は否定でき

44) 大正12巻1100頁上。

45) P. ed., No. 898, Dsu, 206a<sup>4</sup> の ‘de cihi phyir she na’ 以下が対応する箇所であろうが、高崎博士の御指摘とは異なり、恐らくは文全体が欠除しているものと思われる。

46) 高崎前掲書、279頁所引のものによる。捺印される特質は「常住 (rtag pa)」「不変 (ther zug pa)」「堅固 (brtan pa)」「寂靜 (shi ba)」という如來藏系經典でとりわけ重視されるもの。

ないにせよ、原語が *dharma-mudrā* であるとの論拠が極めて弱い現段階では、〈法印〉という紛らわしい用語を避けるか、もしくは註釈づきでこの語を用いるかのいづれかであることが望ましいように思われる。ましてや、いわゆる〈三法印〉や〈四法印〉を総称する語が古い文献上に確認できない原始仏教の記述に際しては、より慎重な態度が要求されるであろう。

以下に、この観点から、従来の原始仏教もしくは仏教の根本的立場に関する記述中で、〈三法印〉〈四法印〉がどのように扱われてきたかをみることにしたい。

水野弘元博士は、その著『原始仏教』において次のとく述べておられる。

原始仏教では形而上説を斥け、世界人生の現象的存在のみについて、これを極めて合理的・客観的に考察したのである。その理論の中心は縁起説と云われるものであるが、更に縁起説の基礎をなしている「諸行無常」、「諸法無我」、「涅槃寂靜」の三法印、又はこれに「一切皆苦」を加えた四法印とか、縁起説の一つの型と見られる四諦説とかいうものも、原始仏教の根本思想として述べられているのである。

こゝに三法印の法印とは、「仏法であるしるし」、「仏教である証拠」という意味であり、「諸行無常」等の三つ又は四つの条件が具わっておれば、その説は正真の仏教である証拠となるのである。中国の仏教で經典の真偽を判定する標準として、この三法印が採用されたのもそのためである<sup>47)</sup>。

また平川彰博士は『インド仏教史』上巻の「原始仏教」中で次のように記しておられる。

「諸法無我」(sabbe dhammā anattā) は「諸行無常」(sabbe saṅkārā anicca) (*Dhammapada* 277-279) と表裏の関係にある。これに「一切行苦」(sabbe saṅkārā dukkhā) を加えて三法印とするが、北伝仏教では、諸行無常・諸法無我・涅槃寂靜を三法印とする<sup>48)</sup>。

さらに高崎直道博士は、『世界古典文学全集』7の『仏典』Ⅱ所収の「仏教用語の手引き」において〈三法印〉〈四法印〉に対し、次のような解説を与えておられる。

〈諸行無常〉〈諸法無我〉に、〈涅槃寂靜〉を加えて、三法印といい、また、第三<sup>49)</sup>番目に〈一切皆苦〉を加えて、四法印とする。法印とは〈仏教の旗じるし、スローガン〉で、この三ないし四点に関して、説かれているならば、それを〈正しい經典〉とよんだ<sup>50)</sup>。

47) 水野弘元『原始仏教』(平楽寺書店、昭和31年), 104-5頁。

48) 平川彰『インド仏教史』上巻(春秋社、昭和49年), 71頁。ただし、「表裏の関係にある。」以下はカッコづきで述べられていることをおことわりしておきたい。

49) 〈四法印〉として〈一切皆苦〉が第三番目に挙げられることはない。常に第二番目。誤植かとも考えたが、同博士の筆になる『仏教一般』(駒沢大学仏教学研究室編、昭和42年), 25頁でも「第三」とあるので、あえて訂正せず、そのまま掲載した。

50) 中村元編『仏典』Ⅱ(筑摩書房、昭和40年), 438頁。

以上に引用した三つの記述は、いづれも一般向けの啓蒙書もしくは概説書中にみられるものであるから、必ずしも学的厳密な規定が意図されたものではない。従って、これらを引き合いに論及を加えることは決して著者の意に添うものでないことは重々承知の上であるが、広く一般に流布している代表的な見解として言及することを諄とされたい。

水野博士、高崎博士が〈法印〉を定義された際に、どのような原語を念頭に置かれたかは知るべくもないが、その規定内容は *dharma*-*oddāna* よりはむしろ *dharma*-*mudrā* の方に近いように思われる。しかし、殊にパーリ文献に詳しい水野博士がかかる原語を予期されるはずもない、漢訳仏教用語としての一般的定義を挙げられたにすぎないのかもしれない。あるいは後代のパーリ文献にみえる総称語 ‘tilakkhaṇa’ の ‘lakkhaṇa (= lakṣaṇa, 特質)’ が想定されていたとも考えうるが、この場合の *lakkhaṇa* は常に三つ (ti) でなければならぬ。この点を意図されて平川博士は、北伝仏教に対して、パーリ仏教では「諸行無常 (sabbe saṅkārā anicca)」「一切行苦 (sabbe saṅkārā dukkhā)」「諸法無我 (sabbe dhammā anattā)」の〈三法印〉であるとされたのである。このうちの「一切行苦」に相当する句を他の博士は「一切皆苦<sup>51)</sup>」とされるが、筆者のみる限りむしろ「行 (saṅkāra, saṃskāra)」を欠く句の方が特殊的であるから、三句の一つとしては「一切行苦」とする方が適切であると思う<sup>52)</sup>。ただし、平川博士が「北伝仏教」と言われた言葉はもっと種々な限定を必要とするであろう。もし「北伝仏教」ということが中国・チベットへ伝わった仏教全般を指すのであるならば、そこには決して单一の〈三法印〉だけが伝わったわけではないからである。

以上で、〈法印〉という用語のみならず、その内容をなす三句もしくは四句の構成にも問題がありうることが看取されたであろうが、この三句もしくは四句が原始仏教ないし仏陀の根本思想であることを初めて学問的に指摘されたのが宇井博士である。博士はその根本資料たりうるもの検討を通して次のように述べておられる。

仏教に於て仏陀の根本思想を諸行無常一切皆苦諸法無我にありとなして居るのは、仏陀の事蹟中確実にして疑ふべからざるものから考へて、全く正しいものであることが証明せられ得る<sup>53)</sup>。

51) 「一切皆苦」なる句は、後述するように、漢訳仏典中に典拠を有するものではなく、恐らくは宇井博士の呼称を踏襲されたものと思われる。

52) 勿論、*Samyutta-Nikāya*, IV, p. 28 のように ‘sabbam... aniccam... sabbam... dukkham... sabbam... anattā’ などともあり、この下線部分なら「一切皆苦」としてもよいであろう。しかし、その場合には、「諸行」も「諸法」も訳しかえねばなるまい。

53) 宇井伯寿『印哲研』第二、224頁。なお、同325頁も参照のこと。

また、後に仏教思想を概説された折に、その冒頭で、次のように総括されておられる。

漢訳阿含経で見れば、雑阿含にも增一阿含にも、一切行無常、一切行苦、一切法無我、涅槃休息といふのが、数回も、挙げられて居る。此の如く見れば、阿含の成立した頃には、四法印、又は三法印、が纏められて、仏陀の説の根本趣意が、ここにあると見て居たことを示すと思はれるのである。故に、この根本趣意に一致しなければ、如何なる説も、仏教とは称するを得ないものであるし、この根本趣意に適合する説が、仏教たるものであると、判定する標準とせられるのである。従って、これを以て、仏教を一貫するものとなすも、何等差支ないことであらうと考へられる<sup>54)</sup>。

〈四法印〉もしくは〈三法印〉が仏教の根本思想であると主張するためには、これほどの説得が必要であったということを、ともすれば現代の我々は忘れがちである。しかも、宇井博士は、初期の論文においては明瞭に「此三項を纏めて呼ぶ一の特別の学名は存在しない<sup>55)</sup>」ことを注意され、むしろ〈三法印〉などの後世の名称を避け、今のように「三項」と呼ぶことが多いようである。この点も、〈三法印〉〈四法印〉が人口に膾炙してしまった後は、忘れ去られてしまったのではあるまいか。原始仏教ないし仏教の根本思想に言及がなされる場合、かかる忘却を含みながら、他の多くを宇井博士の成果によっていることは明らかであろう。例えば、今日、より一般的に用いられる「一切皆苦」も、漢訳仏典が典拠となつたのではなく、むしろ宇井博士の用語から借用されているとの感が深い<sup>56)</sup>。

そこで、パーリ文献および漢訳阿含のみならず、後代の文献をも含めて、直接諸文献からいわゆる〈三法印〉〈四法印〉に関する言及を拾集し整理してみる必要があるように思われる。パーリ文献および漢訳阿含については、平川博士によつてある程度まとまった指摘がなされているが<sup>57)</sup>、最も広範な拾集と分類としては É. Lamotte 教授によるものを擧ることができよう。それは『大智度論』の仏訳中において脚註として与えられたものであるが、広範な文献を涉獵した上で、それらを八群に分類して紹介している<sup>58)</sup>。以下に、この Lamotte 教授の記述を、筆者の見解を挟みながら辿ってみたい。

54) 宇井『仏教思想研究』5頁。

55) 宇井『印哲研』第二、327頁。

56) 本稿で言及する漢訳文献全てに当つて頂きたいが、それらに「一切皆苦」として示される例はない。『雑阿含經』(大正2卷50頁中)には「一切苦」とあるが、これは前註52で指摘したごとき場合の用例である。多くは「一切行苦」「一切行是苦」。後者は各三句を五字にそろえたための用法。

57) 平川彰「初期仏教の倫理」『講座東洋思想』5、49-50頁。

58) É. Lamotte, *Le Traité de la Grande Vertu de Sagesse*, Tome III (Louvain, 1970), pp. 1368-1370, n. 1.

Lamotte 教授が脚注を施す『大智度論』の本文は次のとくである。

通達無礙者，得佛法印故，通達無礙。如得王印，則無所留離。

問曰，何等是佛法印。答曰，佛法印有三種，一者一切有爲法念念生滅皆無常，二者一切法無我，三者寂滅涅槃<sup>59)</sup>。

上所引の下線部分を Lamotte 教授は ‘des sceaux de la Loi (dharmamudrā)’ とし，この dharma-mudrā を中心に以下のような脚註を与えている。

『大智度論』の dharma-mudrā は ‘sarva-saṃskārā anityāḥ, sarva-dharmā anātmānah, śāntam nirvāṇam’ の三句を指す<sup>60)</sup>とし，その句を彼は命題 (proposition) と呼ぶ。その命題自体は聖典中にしばしば現われるが，dharma-mudrā の表現はパーリの *Nikāya* 中には見出せない。しかし，同名の經典が『雜阿含經』中第80経として見出され，それが古くは竺法護によって『佛說聖法印經 (*Ārya-dharmamudrāśūtra*)』として訳出<sup>61)</sup>され，さらにこの經が『毘婆沙論 (*Vibhāṣā*)』『十住毘婆沙論』『弥勒菩薩所問經論 (*Maitreyapariprcchopadeśa*)』『成實論 (*Satyasiddhiśāstra*)』<sup>62)</sup> などに引用される点を指摘する。

この經は〈三解脱門〉を主題とするもので，指摘の引用もすべて〈三解脱門〉の典拠として闡説されている。この点では，先に指摘した MSA の箇所も「四つの教義の綱目 (catvāti dharmoddānāni)」と〈三解脱門〉とを結びつけたものであったことが注目されよう<sup>63)</sup>。また，この經の原題は，恐らく Lamotte 教授が言われるよう *Dharmamudrā* であったと思うが<sup>64)</sup>，MSA の漢訳中『法印經』と訳されるもののサンスクリット原題が *Dharmoddāna* であったことも合わせ考えておかねばなるまい<sup>65)</sup>。

さらに教授は，大乗經典中に現われる dharma-mudrā の表現として，*Saddharma-puṇḍarīkasūtra*<sup>66)</sup>，『華嚴經 (*Avatāmsaka*)』『大方廣總持寶光明經 (*Ratnol-*

59) 大正25卷222頁上下：Lamotte, *ibid.*, p. 1368, 「問」以下は p. 1370.

60) 『大智度論』における他の箇所の用例として，大正同，170頁上2-4行，253頁下13-15行，297頁下23-24行を指摘する。

61) 『歴代三宝紀』(大正49卷63頁下)の「元康四年十二月五日」の記述により，A. D. 295年1月7日の刊行とする。

62) 順次に，大正27卷541頁下10行，28卷349頁上23行；大正26卷25頁上17，73頁中23行；大正26卷240頁中15行；大正32卷281頁下2行，332頁下15行，363頁中23行，366頁上26行。

63) 前註35の箇所に續いて ‘tatra sarva-saṃskārā anityāḥ sarva-saṃskārā duḥkhāḥ ity apraṇihitasya samādher upaniṣad-bhāvena deśitam / sarva-dharmā anātmāna iti śūnyatāyāḥ / śāntam nirvāṇam iti ānimittasya samādheḥ /’ (*op. cit.* p. 149, ll. 1-3) とある。

64) 大正2卷500頁上「天竺名阿遮曇摩文圖」とは *Āryadharma-mudrā* の音写か。

65) 前註40, 41参照。

66) 前註3, 11で指摘の2箇所のみ指示。前註7の箇所には言及なし。

*kādhārani*)』『大宝積経 (*Ratnakūṭa*<sup>67)</sup>』などの用例を指摘する。

これらの指摘箇所は、いづれも原語は *dharma-mudrā* であったと思われる箇所ばかりであるが、*Saddharma-puṇḍarīkasūtra* の例を除けば、本稿の意図と直接関連するような用例はみあたらない。むしろ指摘からはずれた『大宝積経』の「以性空印、印一切法」「以無相印、印一切法」「以無願印、印一切法」<sup>68)</sup>などの用例が〈三解脱門〉を意図したものとして重要と思われる。また、この種の *mudrā* としては『般若経』の説く「宝印三昧 (*ratna-mudrā-samādhi*)<sup>69)</sup>」がさらに重要かもしれない。この三昧を註して『大智度論』は次のように述べているからである。

法印即是宝印，宝印即是三解脱門。復次有人言，三法印名爲宝印三昧，一切法無我，一切作法無常，寂滅涅槃<sup>70)</sup>。

しかし、今は準備がゆきとどかないため、この『般若経』の例、および Lamotte 教授指摘の箇所における *dharma-mudrā* の用例の検討は別な機会に譲りたい。

*dharma-mudrā* に関する以上のごとき言及の後に、Lamotte 教授は命題の提示の仕方に種々の variation を認めて、それらを次の八群に分類する。

- A. 二命題型 *sabbe saṅkhārā aniccā, sabbe dhammā anattā*<sup>71)</sup>.
- B. 三命題型 *sabbe saṅkhārā aniccā, sabbe saṅkhārā dukkhā, sabbe dhammā anattā*. この定型句が、後代のパーリ聖典において *tilakkhaṇa* と呼称された例を *Jātaka* について指摘す<sup>72)</sup>。
- C. 三命題型 *sarva-saṃskārā anityāḥ, sarva-dharmā anātmānah, sāntam nirvāṇam*. 『雜阿含經』「一切行無常、一切法無我、涅槃寂滅」；『大毘婆娑論』「一切行無常、一切法無我、涅槃寂靜」；『大般涅槃經』「一切行無常、諸法無我、涅槃寂滅」<sup>73)</sup> の例によるもの。
- D. 三命題型 C と同じ型であるが、「三法印」のタイトルを有する点で区別されたもの。『大智度論』に採用されたのがこの型であることを指示す。典拠と

67) 『華嚴經』以下、順次に、大正10卷22頁下1行、97頁上17-18；大正10卷891頁上24行；大正11卷35頁上11行、36頁上1行、141頁上、同12卷237頁上3行。

68) 大正11卷140下。

69) 『放光般若經』大正8卷23頁中。Conze, *op. cit.*, p. 334 の *ratna-mudro* (*sic.*) の項によって *Pañcavimśatisāhasrikā* および *Śatasāhasrikā* にその所在が確認されるが直接当っていない。

70) 大正25卷399上。この「法印」に対する Lamotte 教授の言及はない。

71) *Samyutta-Nikāya*, III, p. 132, l. 26, p. 133, ll. 1, 31, p. 134, l. 3 の用例による。

72) *Jātaka*, I, p. 48, l. 28, p. 275, l. 23; III, p. 377, l. 5 を指示。

73) 順次に、大正2卷66頁中14行、66頁下7-21行；大正27卷45頁上21行；大正12卷443頁上2-3行。

して『根本説一切有部毘奈耶』『成実論』『蓮華面経』『入大乗論』<sup>74)</sup> が挙げられるが、「三法印」のタイトルが果して本来ありえたかどうかは、本稿の意図からしても問題となる箇所である。この点については後に節を改めて言及したい。

E. 四命題型 *sarva-saṃskārā anityāḥ*, *sarva-saṃskārā duḥkhāḥ*, *sarva-saṃskārā anātmānah*, *sāntam nirvāṇam*. 『増壹阿含經』<sup>75)</sup> を典拠とし、*dharma-pūrvāparānta* と還元しうる「四法本末」のタイトルのもとに取扱われる特徴を指摘すると共に *anātman* に対しても *sarva-saṃskāra* が用いられていることに疑問を呈している<sup>76)</sup>。

F. 四命題型 *sarva-saṃskārā anityāḥ*, *sarva-saṃskārā duḥkhāḥ*, *sarva-dharmā anātmānah*, *sāntam nirvāṇam*. サンスクリットは *MSA* によるもの<sup>77)</sup>。上と命題の数は同じであるが、*anātman* の主語として *sarva-dharma* をもつ、より一般的な型。この variante として *BBh* の *anityāḥ sarva-saṃskārāḥ*, *duḥkhāḥ sarva-saṃskārāḥ*, *anātmānah sarva-dharmāḥ*, *sāntam nirvāṇam*<sup>78)</sup> を挙げている。さらに、この四命題型の種々の呼称として、(1)『増壹阿含經』<sup>79)</sup> における「四法本」、(2)『如來不思議秘密大乘經』および『大乘菩薩正法經』<sup>80)</sup> における「四法印 (*dharma-mudrā*)」、(3)上述の *MSA*<sup>81)</sup>, *BBh* および『説無垢稱經』<sup>82)</sup> における‘*dharma-oddāna*’の三例を指摘する。このうち、(2)の例は、既に考察したごとく、チベット訳から判断すれば、むしろ(3)の‘*dharma-oddāna*’を用いていたことになるであろう。

G. 五命題型 *anityāḥ sarva-saṃskārāḥ*, *duḥkhāḥ sarva-saṃskārāḥ*, *śūnyāḥ sarva-dharmāḥ*, *anātmānah sarva-dharmāḥ*, *sāntam nirvāṇam*<sup>83)</sup>. これは

74) 順次に、大正23巻670頁下2-3行；大正32巻243頁下17-18行；大正12巻1077頁23-24行、同26-27行；大正32巻38頁下23行。

75) 大正2巻640頁中13-18行、749頁上7-11行。ただし、後者では「四法本末」ではなく「四法之本」とある。

76) 総称としての呼称はともかく、この型としては、後註94を付した例を挙げができる。また *anātman* の主語の問題については後註96参照。

77) 前註63所引の文と同じものを指摘す。

78) *BBh*, Wogihara ed., p. 277, ll. 5-10. 前註32を付した箇所に続く文。

79) 大正2巻668頁下3-8行。

80) 順次に、大正11巻741頁中7-12行；同794頁下21-24行。

81) さらに三箇所、すなわち、p. 17, l. 3, p. 55, l. 6, p. 73, l. 22 の指摘を加う。

82) 大正14巻586頁下14行。すなわち玄奘訳のみを指摘。対応する支謙訳（大正14巻536頁上6行）および羅什訳（大正同556頁中29-30行）には、*dharma-oddāna* を予想させる語はない。ただし、Tib. 訳（大鹿本『インド古典研究』236頁12行）には‘*chos kyi mdo* (*dharma-oddāna*)’とある。ちなみに、この Tib. 訳は *Dharmatāśāla* (*Chos ñid tshul khriṃs*) の訳である。前註39参照。

83) É. Lamotte, *L'Enseignement de Vimalakirti*, p. 165 を指摘するのみ。しかし、諸訳が一致しているわけではないから、この点に言及する必要があるであろう。

*Vimalakīrtinirdeśa* の羅什訳および玄奘訳の「無常義、苦義、空義、寂滅義」<sup>84)</sup>によるものと思われるが、その明示はない。支謙訳<sup>85)</sup>には「寂滅義」にあたる語がなく、チベット訳<sup>86)</sup>には「空義」にあたる語がない。

H. 十命題型 『華嚴經』の「復得十種法印，印一切法。何等為十。…」<sup>87)</sup>に依るもの。しかし、この型を以上の七つの型と同類に扱うことはできないであろう。この例は、決して如上のごとき命題をまとめたものではないからである。もしこれを以上の七類型に加えるなら、「印一切法」という観点ではむしろこのH型に類似する『大寶積經』<sup>88)</sup>の「阿字印」に始まって「涅槃印」に終る型なども包含しなければならなくなるであろう。従って、筆者は、このH型を本稿では一応除外して考えることにしたい。

### III

以上で、〈法印〉に関する現代の仏教学者の見解をみてきたわけであるが、以下においては、Lamotte教授の分類を中心に、二、三の問題を指摘し、かついくぶんの補足を加えながら、本稿をまとめていくことにしたい。

Lamotte教授の分類中、D型は特に「三法印」を冠するものとして特徴づけられ、F型も「四法印」をタイトルにもつものを含むので、本稿の意図からみて最も検討を要する類型とされねばならない。しかるに、F型については、もしチベット訳を重視することが許されるなら、「四法本」という唯一の呼称を除いて、他は全て‘dharmoddāna’と呼ばれていた可能性が強いわけである<sup>89)</sup>。そこで、残るD型の検討が必要であるが、その典拠となる文献は、『根本說一切有部毘奈耶』を除いて、他訳を参照することの適わぬものであるから、ここでは『有部毘奈耶』の当該箇所のみをチベット訳と対照して示すことにしたい。

世尊即為説三句法，告言賢首。

諸行皆無常 諸法悉無我 寂靜即涅槃 是名三法印<sup>90)</sup>

*de nas bcom ldan hdas kyis de la bshin bzañs hdi ltar hdu byed thams cad ni mi rtag paḥo (sarva-saṃskārā anityāḥ) // chos thams cad ni bdag med paḥo (sarva-dharmā anātmānah) // mya ḡan las hdas pa ni shi baḥo (śāntam nirvāṇam) shes*

84) 羅什訳、大正14卷541頁上：玄奘訳、大正同563頁上。

85) 大正14卷522頁下参照。

86) 大鹿本前掲、164頁33-34行参照。

87) 大正10卷218頁上6-15行。

88) 前註68の箇所参照のこと。

89) 前註80の箇所に対する筆者の考察、特に前註23の箇所以以下の言及を参照のこと。

90) 大正23卷670頁下。平川彰『律藏の研究』784頁参照。

このチベット訳による限り、ただ「三句(*tshig gsum*, trīni padāni or pada-traya)によって法を説いた」とあるのみで、漢訳のようにそれが偈であることも示さないし、「三法印」とあった痕跡も留めない。この一例をもって他を律することはできないが、「法印」なる漢訳語に対しては *dharma-pada* という原語の可能性をも想定しておかねばなるまいと思われる。

次に、‘*dharma-pada*’と‘法印’とが事実上の対応関係を示している例を指摘することにしたい。施護訳『法集名数経』は題名の示すごとく法数を列挙しただけの簡略な文献であるが次のとき一節を含む。

云何四法印。所謂、一切行無常、一切行苦、一切法無我、涅槃寂靜<sup>92)</sup>。

本經については、山田龍城『梵語仏典の諸文献』指摘<sup>93)</sup>のごとく、笠原研寿校訂の *Dharmasamgraha* 中にその対応箇所を求めることができる。今、上所引の漢訳と対応するサンスクリットを示せば次のとくである。

*catvāri dharma-padāni / tadyathā // anityāḥ sarva-saṃskārāḥ / duḥkhāḥ sarva-saṃskārāḥ / niratmānah(sic.) sarva-saṃskārāḥ / śāntam nirvāṇam cēti //*<sup>94)</sup>

ここで「法印」と‘*dharma-pada*’との対応が確認される。それ以下に列挙される命題は、漢訳とサンスクリット原文とで異なるが、前者はF型、後者はE型ということができる。しかし、後者のイタリック箇所は、他の一写本には‘*nirātmanah sarva-dharmāḥ*’とあるとも註されている<sup>95)</sup>ので、この第三命題の相違を単なるvarianteとみれば、E型とF型とを同じ類型にまとめることも可能であろう。この第三命題の variante に関し、中村元博士は *Dhammapada* の第279偈 ‘*sabbe dhammā anattā*’ に対応する『法句経』「衆行非身」、『出曜経』「一切行無我」の訳例から、*sabbe saṅkhārā anattā* (= *sarva-saṃskārā anātmānah*) の方を古形と推定されている<sup>96)</sup>が、この場合にもかかる可能性を考慮しておかねばなるまい。

さて、E型とF型とを一応同型と考えるなら、その四命題を総称する呼称とし

91) P. ed., No. 1032, Che, 150b<sup>4-5</sup>.

92) 大正17卷 660 頁下。

93) 同書、122頁。なお、同書、108頁、註3記載のものは未見。

94) *The Dharma-samgraha: An Ancient Collection of Buddhist Technical Terms* prepared for publication by K. Kasawara and after his death edited by F. Max Müller and H. Wenzel (Oxford, 1885), p. 12, ll. 1-2. なお、BHSD, p. 279 *dhammapada* の項(1)にこの箇所が言及されている。そこでは第三句の ‘*niratmānah*’ が ‘*nirātmanah*’ と訂正して示されている。恐らく ‘*niratmānah*’ は誤植かもしれないが、一応テキスト通りに示した。

95) India Office Library 所蔵の写本。

96) 『中村元選集』13卷、206-7頁。および同211頁、註8参照。

て最も確実度の高いのが *dharma-pada* であり、さらに *Dharmasamgraha* の例によって *dharma-pada* という呼称もありえたことが判明した。それで、未確認のまま残された呼称は、「法本末」「法之本<sup>97)</sup>」「法本」の三例ということになるわけであるが、これら三例の原語が *dharma-pada* であった可能性も充分考慮しうるであろう。*pada* は通常「ことば」の意に解されることが多い<sup>98)</sup>が、元来は「足」「足跡」、それから派生して「徵し」「根拠」などを意味する<sup>99)</sup>。もし漢訳者が *pada* を「根拠」の意に解したとすれば、*dharma-pada* を「法之本」「法本」と訳したとしても決しておかしくはないのである。ただし「本末」を *pada* によって説明するにはかなりの困難が伴う。その上、*pada* と「本」との対応も実際の文献に確認したわけではないので、ここではこれ以上の詮索を加えないことにしたい。

以上で、Lamotte 教授の分類中、D型、E型、F型に言及したわけであるが、次のG型に関しては、命題中に *śūnya* を含む点で、*Udānavarga* の例が考慮されねばなるまい。その第12章、*Mārgavarga*、第5—8偈は次のように述べる。

anityāṁ sarva-saṁskārāṁ prajñayā paśyate yadā /  
atha nirvidyate duḥkhād eṣa mārgo viśuddhaye //  
duḥkham hi sarva-saṁskārāṁ prajñayā paśyate yadā /  
atha nirvidyate duḥkhād eṣa mārgo viśuddhaye //  
śunyatāḥ sarva-saṁskārāṁ prajñayā paśyate yadā /  
atha nirvidyate duḥkhād eṣa mārgo viśuddhaye //  
sarva-dharmā anātmānah prajñayā paśyate yadā /  
atha nirvidyate duḥkhād eṣa mārgo viśuddhaye //<sup>100)</sup>

偈中の下線部分が四命題を示すが、*paśyate* の acc. として示されるものを nom. に変更すれば、G型中、最後の命題を除いた四命題と一致させることができる。ただし、Lamotte 教授は第三命題 *śūnya* の主語を *sarva-dharma* とするので、この点では一致しない。*Vimalakīrtinirdeśa* では別に主語が示されてい

97) Lamotte 教授はこの名称を敢えて指摘しないが、「法本末」よりは、むしろこの語を重視すべきであろう。前註75参照。

98) 従って、前註94指摘の *BHSD* では *dharma-pada* を ‘religious saying’ と訳している。

99) Renou et al., *op. cit.*, p. 401, および、拙稿 “Asvabhāva’s and Sthiramati’s Commentaries on the MSA, XIV, 34–35”, *JIBS*, XXVI-1, p. 488 で言及した *MSA* の ‘pada’ の用例を参照されたい。「根拠」の意の場合チベット訳は ‘gshi’ である。

100) F. Bernhard, *Udānavarga*, Sanskrittexte aus den Turfanfunden X (Göttingen, 1965), pp. 193–4. なお、水野弘元「法句經対照表(3)」『仏教研究』第5号, 379–378頁参照。和訳は、中村元『ブッダの真理のことば・感興のことば』(岩波文庫), 197頁。

るわけではない<sup>101)</sup>ので、sarva-dharma とするのは恐らく Lamotte 教授の推定であろうと思われる。もしそうなら、anātman の主語が sarva-dharma でも sarva-samskāra でもありえたように、śūnya の主語にも同様の可能性が想定されねばならぬであろう。

このように śūnya を述語に含む命題を立てる *Udānavarga*, およびこれと一致する漢訳『出曜経』『法集要頌経』『法句経』<sup>102)</sup>について、平川彰博士は、有部で〈無常〉〈苦〉〈空〉〈無我〉の四法を説くのを反映したものとみなされている<sup>103)</sup>。それはともかくとして、この śūnya を含む四命題型には、Lamotte 教授もなんら言及していないが、恐らくは一群として別立すべきものであろう。その用例としては、ほかに『雜阿含經』中の「観察無常苦空非我法」および「如說一切無常、如是一切苦、一切空、一切非我」<sup>104)</sup>、あるいは *Theragāthā* の ‘aniccam dukkhan ti vipassa yoniso suññam anattā ’ti’ (1117) などが加えらるべきである。また『增壹阿含經』で〈五蘊〉のそれぞれについて繰返される句「〔五蘊〕者無常、(此)無常義(者)即是苦、苦者即(是)無我、無我者即空(也)<sup>105)</sup>」も、この一群に関連して参照すべきものであろう。

さて、この四命題型(仮りに S 型とす)を一群として独立しうるとすれば、Lamotte 教授の G 型は、これに śāntam nirvāṇam を加えた五命題型ということができよう。ところで、この śāntam nirvāṇam (涅槃寂静、涅槃寂滅)において、śānta はむしろ nirvāṇa と同格、あるいは nirvāṇa の形容詞と考えうるもので、nirvāṇa が śānta であると判断されたことを明瞭に示すものではない。この意味では、sarva-samskāra もしくは sarva-dharma という主語が anitya, duhkha, anātman である、あるいは śūnya であると判断された場合とはかなり趣きを異にするといってよいであろう。今ここでは仮りに判断という言葉を用いたが、勿論それは単なる論理的判断ではあるまい。むしろ *Dhammapada* あるいは *Udānavarga* などの用例に慣らって、「強靱な智慧によって觀ずえる(paññāya passati, prajñayā paśyate)」<sup>106)</sup> と言った方がよいかもしない。そしてこの「強靱な智慧によって觀ずえる」ことのほかに śānta なる nirvāṇa はありえないものである。この意味

101) 前註84指摘の箇所参照。諸訳がともに主語を示さないという観点に立てば、Lamotte, *op. cit.*, p. 165 の還元で、すべてが主語を有するうに示すのは適正を欠くといわねばならない。しかも、五命題は諸訳一致して認められるわけではないので、G 型を一群として独立させるためには、もっと他の文献の支持を必要とするであろう。

102) 順次に、大正 4 卷682頁中下；同783頁上下；同569頁中。

103) 前註57で指摘した箇所参照。

104) 順次に、大正 2 卷41頁上；同50頁中。

105) 大正 2 卷702頁中, 715頁中下, 745頁下。

106) *Dhammapada*, p. 40, 277–279 側、および前註100参照。

では眞の命題たりうるものは次の三群になろうかと思われる。

I 二命題型 = A型

II 三命題型 = B型

III 四命題型 (Lamotte 教授の分類中にはないが筆者が S型としたもの)

この三群それぞれに *sāntam nirvāṇam* (Nと略す) の句を有する型を付属させれば次のごとくである。

I' 二命題型 + N = C型 = D型

II' 三命題型 + N = F型 ≈ E型

III' 四命題型 + N = G型

本稿では Lamotte 教授の H型は一応除外することにしたので、以上で、Lamotte 教授の分類による七群に筆者が新たに加えた一群も含む、計八群を六群に再分類したことになる。以下は、この分類に従って、筆者が検索した限りで重要と思われる文献を補足しておくことにしたい。

I' 型の用例として『阿毘達磨法蘊足論』中の次のとき一節が注目される。

於三法印中，而起猶預，為一切行無常，為非一切行無常，為一切法無我，為非一切法無我，為涅槃寂静，為非涅槃寂静，此皆是疑<sup>107)</sup>。

この一節は〈十二支縁起〉の説明中「愛縁取 (*trṣṇā-pratyayam upādānam*)」の項に見出されるもので、「三法印」について躊躇することが「愛縁取」の展開に繋がると指摘する点、および「三法印」の訳語が用いられている点で注目されよう<sup>108)</sup>。ただしこれも他訳は参照できない。

II型の用例として、Lamotte 教授はパーリ文献しか指摘していないので、次に *Mahāvastu* の例を示しておく。

*sarva-saṃskārā anityāḥ sarva-saṃskārā duḥkhā sarva-dharmā anātmānah* // <sup>109)</sup>

この一節は、〈十二支縁起〉の順逆の展開を説明した直後に提示されている。

II' 型の用例として、*Samdhinirmocanasūtra* (SNS) では、それが積極的に肯定されていない面を示す点で注目される。

*hdu byed thams cad mi rtag pa shes bya baham / sdug bsñal ba shes bya baham / chos thams cad bdag med pa shes bya baham / mya ñan las hdas pa shi ba shes*

107) 大正26巻512頁中。なお同頁上も参照のこと。

108) 「三法印」にあたる用語は、*Abhidharmaśabhaṣya* (AKBh) 中にも見出しえないが、一般に有部系ではこの I' 型が定着していたことは、AKBh, Pradhan, ed., p. 80, ll. 20-21 ‘pada-kāyah tadyathā sarva-saṃskārā anityāḥ sarva-dharmā anātmānah sāntam nirvāṇam ity evam-ādi’ のように、pada-kāya (句身) の文例としては他の文でもよかったですなのに、敢えてこの I' 型が選ばれている点にも看取できよう。なお AKBh, p. 108, l. 21 も参照のこと。

109) É. Senart (ed.), *Le Mahāvastu*, II, p. 285, ll. 18-19.

*bya ba dañ / de lta bu dañ hthun pañi shi gnas dañ lhag mthon de ni chos la mi gnas pa yin par rig par byaño //*<sup>110)</sup>

すなわち四命題を観するごときものの〈止観 (śamatha-vipaśyanā)〉は「法に基づかないもの (chos la mi gnas pa)」というわけである。しかし、これまでにみた *BBh*, *MSA* のように、唯識の論書では、この II' 型が積極的に認められているといえよう。しかも、その型の多くは dharmoddāna と呼称される風があるので、今一つその例として *Abhidharmasamuccayabhbāṣya* (*ASBh*) を挙げておく。

*dharmoddānādhikāreṇa vā 'nityataḥ sarva-saṃskārā jñeyā yāvac chāntato nirvāṇam /*<sup>111)</sup>

また *Lalitavistara* もこの II' 型を踏襲するがごとくである<sup>112)</sup>。

命題の総称については、特に I' 型, II' 型について dharmoddāna, dharma-pada なる呼称を確認したわけであるが、以下ではパーソリ *Jātaka* における *ti-lakkhaṇa* の用例について簡単な検討を加えてみたい。

- (1) *So tasmiṁ yeva pañcupalāse khayavayarā paṭṭhapetvā tilakkhaṇam sammasitvā paṭhavim unnādento pacceka-bodhiṁ nibbattesi.*
- (2) *tiṇī lakkhaṇāni sallakkhetvā vipassanām vadḍhetvā pacceka-bodhiñāṇam nibbattetvā*
- (3) *tilakkhaṇam āropetvā vipassanām vadḍhetvā pacceka-bodhiṁ patvā*
- (4) *tilakkhaṇam sammasanto pacceka-bodhiñāṇam paṭivijjhati*<sup>113)</sup>.

下線を付した ‘ti-lakkhaṇa’ もしくは ‘tiṇī lakkhaṇāni’ が anicca, dukkha, anattan の三特質を指すことは、同じ *Jātaka* 中で、

110) SNS, Lamotte ed., p. 93, Chap. VIII, § 12. 菩提流支訳、大正16卷675頁中：玄奘訳、同 698 頁下。菩提流支訳に「一切法寂靜、一切法涅槃」とあるのは注意すべき訳例であろう。野沢静証『大乗仏教瑜伽行の研究』224-229頁参照。

111) *ASBh*, Tatia ed., p. 98, ll. 15-16 : 大正31卷745頁上。

112) S. Lefmann (ed.), *Lalita Vistara*, I, p. 32, ll. 4-8. ‘anitya-pratyavekṣā’ ‘duḥkha-pratyavekṣā’ ‘anātma-pratyavekṣā’ ‘śānta-pratyavekṣā’ が dharmāloka-mukha 中の一群として示される。『方広大莊嚴經』大正3卷544頁中：『普曜經』大正同487頁上参照。ただし後者の訳語は難解。なお、この II' 型としては、*Kāśyapaparivarta*, Steäl-Holstein ed., pp. 137-8, *Ratnagotravibhāga*, Johnston ed., p. 88, II-57 を挙げができる。前者については、高崎直道『如來藏思想の形成』474-5頁参照のこと。また、この *Kāśyapaparivarta* の記述、すなわち anitya に対する nitya-saṃjñā, duḥkha に対する duḥkha-saṃjñā, anātmiya に対する ātmīya-saṃjñā, aśubha に対する śubha-saṃjñā といった取上げ方は、後註117の箇所で触れる *Ānguttara-Nikāya* の Ānisamaṇsa-vagga の表現に類似しているといえよう。

113) 順次に、*Jātaka*, III, p. 239, ll. 22-24 (南伝32卷144頁)；同, III, p. 377, ll. 5-6 (南伝32卷362頁)；同, III, p. 452, ll. 6-7 (南伝33卷49頁)；同, IV, p. 340 (南伝34卷359頁)。

'Buddhānañ ca dhammadesanā tilakkhanamuttā nāma n' atthi, tesam aniccadukkhamanattā ti kathentānam "kin nām' etarū kathentīti" n' eva sotabbam na saddhātabbarū maññanti<sup>114)</sup>

とあることからも明らかであるが、上の四例で注目すべきことは、この「三特質(ti-lakkhaṇa)」を観察し直知しすることがすべて「独自の覚り(pacceka-bodhi)」<sup>115)</sup>の体得につながっていることである。この内的体験が Buddha に倣ったものであることが *Jātaka* 作者に意識されていたならば、その内的体験の実質をなすものとみなされていたものは恐らく「縁起(paṭiccasamuppāda)」であったはずである。この「縁起」に対して冠される定型句、すなわち 'uppādā vā tathāgatānam anuppādā va tathāgatānam, ṭhitā va sā dhātu dhammatṭhitatā dhammaniyāmatā' が、「三特質」の各命題に対しても繰り返されることは、夙に宇井博士が御指摘になったとおりである<sup>116)</sup>。「三特質」を觀すえ続けることがすなわち「縁起」の体得にほかならず、それ以外に śanta なる nirvāṇa がありえなかつたとすれば、śantam nirvāṇam の付加は、内的体験の持続に耐えきれず、その体験を外からながめざるをえなかつた思想史の脆弱化を示すでもあろうか。その崩芽は *Ānguttara-Nikāya*, Ānisamsa-vagga 中で、「三特質」を觀ずることに加えて、「nibbāna (nirvāṇa) を樂と觀ること (nibbānam sukhatō samamupassanto)」を挙げている点にも看取されよう<sup>117)</sup>。

最後に、本稿執筆に当たり雑多な検索を試みた過程で、筆者に残され疑問を一つだけ書き記して結びにかえたい。

I'型, II'型の総称に関して、チベット訳資料による限り、dharma-mudrā の可能性は全て否定されてしまったが、これはいったいどう説明すればよいであろうか。むろん短期間の検索であるから、筆者の眼の及ばないこの方をずっと憂慮すべきであろうが、やはりどこか納得できない点がある。もし dharma-mudrā が全く使用されていなかつたのであれば、それに代るべき dharmoddāna (*chos kyi mdo*, *chos kyi sdom*) が重要視され、当然それが *Mvyut.* 中に収録されていてもよかつたはずだと思われるのである<sup>118)</sup>。今後注意して、この点を考慮してみ

114) *Jātaka*, I, p. 48 (南伝28巻103頁)。

115) Childers, *A Dictionary of the Pāli Language*, p. 309, pacceko の項, BHSD, pp. 378-379, pratyeka および pratyeka-bodhi の項参照。

116) 宇井『印哲研』337-338頁。なお、拙稿「唯識説における法と法性」『駒大仏論集』第5号, 180-179頁, 註32参照。

117) *Ānguttara-Nikāya*, p. 441-443, Ānisamsa-Vagga, XC VIII-CI (南伝20巻214-216頁)。

118) 'mdo' がどう処遇されていたかについては前註38参照。ましてや 'chos kyi mdo' や 'chos kyi sdom' が *Mvyut.* 中に見出せうるはずはないであろう。

たいが、ずっと後代になると次のような用例がある。lCañ skyā Rol paḥi rdo rje (1717-1786年)は、その著 *Grub mthahi rnam par bshag pa* (『宗義規定』)において、仏教内外の宗義に関する主張点の区別について次のように述べている。

[その] 区別とは、三宝 (*dkon mchog gsum, ratna-traya*) なる依りどころ (*skyabs gnas, pratisaraṇa*) を正しく承認するのみならず、見解をお言葉となした四つの印章 (*phyag rgya bshi*) を承認する宗義を主張するものが仏教 (*rañ sde*) であり、そのように承認しない宗義を主張するものが他派 (*gshan sde*) であると規定することである<sup>119)</sup>。

このうち、「四つの印章 (*phyag rgya bshi*)」とは、仏教を他の教えと区別する宗義の「刻印 (*mudrā*)」の意味であることは明白であるが、「四つ」がなにを指すかは定かではない。恐らくは〈四法印〉を意図していたようにみえるが、それを証明するためにも、チベット訳文献中において四命題の呼称にからむ *Chos kyi phyag rgya* の用例が確認されねばならぬであろう<sup>120)</sup>。

以上、その場しのぎの検索の結果、全く羅列的な記述になってしまったが、「覚え書」とことわったことでお許し願いたい。

aniccā vata sañkhārā uppāda-vaya-dhammino,  
uppajjitvā nirujjhanti, tesam vūpasamo sukho

(1978年12月18日)

**追記** 『瑜伽師地論』大正30卷780頁上において、「四種法喩拏南」と「三解脱門」との相互関係について、本稿註35, 63で言及した *NSA* と全く同じ記述が見出される。この箇所に相当するチベット訳は、P. ed., No.5540, Hi, 163a<sup>3-6</sup>であるが、問題の「法喩拏南」に対応するチベット訳は、やはり ‘chos kyi mdo’ とある。Ye śes sde の関与した訳中で、*dharmaḍdāna* における *uddāna* の場合は、‘*mdo*’ という訳語がほぼ統一的に用いられていたらしく思われる。

(1979年2月23日付記)

119) 東大蔵外目録, No. 86, Ka, 10a<sup>5</sup>-b<sup>1</sup>.

120) 彼は典拠として Mañjuśrikirti (ḥJam dpal grags pa) の偈 ‘*bye brag smra dañ mdo sde pa//rnal ḥbyor spyod pa dbu ma paḥi//grub mthah gañ shig chos sog kyi//tshigs bcad sañs rgyas phyag rgyas btab//* (Vaibhāṣika, Sautrāntika, Yogācāra, Mādhyamika のいかなる宗義も、法などの詩句としての仏の印章 (buddha-mudrā) で捺印されている) ‘(*ibid.*, 10b<sup>5</sup>-11a<sup>1</sup>) を引くが、これによって「四つの印章」の意味が明らかになるわけではない。Mañjuśrikirti については Tāranātha, p. 163, ll. 9-15 (寺本和訳 287 頁および 288 頁, 註 3) 参照。その著, P. ed., No. 3357 でも検索すれば、なにか手懸りが得られるであろうか。